

# ルブラ王山・蒲郡荘等利用補助

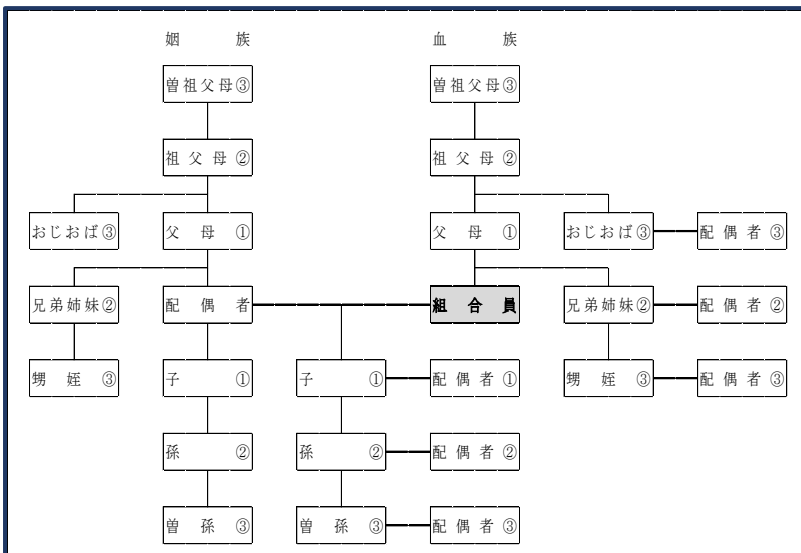
組合員と被扶養者の元気回復など福祉の増進を図るため、宿泊施設の飲食等の料金についてその一部を補助します。

対象施設	【 会 食 】 宴会・食事の場合		【 婚 礼 】 挙式・披露宴の場合	
	対象者	補助額	対象者	補助額
公立学校共済組合 名古屋宿泊所 (ルブラ王山) 蒲郡保養所 (蒲郡荘)	【組合員】	2,500円以上の利用の場合 1,200円	【組合員】 【2親等 以内の 家族】	40万円以上 60万円未満の利用の場合 ★15万円(通常:10万円)
	【被扶養者】	4,000円以上の利用の場合 ★2,000円(通常:1800円) ★6,000円以上の利用の場合 3,000円(期間限定枠)		60万円以上 80万円未満の利用の場合 ★20万円(通常:15万円)
	【3親等以内の家族※】 ※組合員又は被扶養者の同伴が必要			80万円以上 100万円未満の利用の場合 ★30万円(通常:20万円)
	100万円以上 120万円未満の利用の場合 ★35万円(通常:25万円)			
		120万円以上の利用の場合 ★40万円(通常:30万円)		
	利用方法 宿泊施設〔会食〕利用補助申請書を対象施設に提出してください。 (後日提出不可)		利用方法 宿泊施設〔婚礼〕利用補助請書に必要事項を記入し、対象施設の証明を受けてください。後ほど婚礼利用補助券を発行しますので、対象施設に提出してください。(後日提出不可)	
地方職員共済組合 アイリス愛知 サンヒルズ三河湾	対象者	補助額	<手続き等> ・「宿泊施設〔会食〕利用補助申請書」及び「宿泊施設〔婚礼〕利用補助請書」は愛知支部ホームページ「諸届紙ダウンロード」厚生関係からダウンロードしてください。 ・利用時には利用補助対象者であることの証明(組合員証等の提示)が必要です。 ・利用補助対象者以外の利用補助等の不正利用が確認された場合は返還を求めます。	
	【組合員】 【被扶養者】	3,000円以上の利用の場合 1,000円		
	利用方法 宿泊施設〔会食〕利用補助申請書を対象施設に提出してください。 (後日提出不可)			

★印は、コロナ禍における「組合員応援キャンペーン」の内容です。利用状況等により、年度途中でキャンペーンを終了する場合があります。

## ※ 三親等内の家族

## 注 意



- 利用日以降の「利用申請書」の受付はしません。利用日までに手続きを終えてください。
- ルブラ王山及び蒲郡荘での宿泊・会食は被扶養者でない家族のみの利用、組合員の家族でない方の利用は利用補助の対象外です。
- アイリス愛知・サンヒルズ三河湾での宿泊及び会食、県外公立学校共済組合での宿泊(利用回数は組合員、被扶養者を含め年3回)は、組合員とその被扶養者のみです。
- 利用補助は産前産後休暇、育児休業等、休業・休職中の方も利用できます。